

令和8年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

三重県の農山漁村の活性化を図るため、本県では農泊の取組を推進し、地域資源を生かした体験観光コンテンツの造成や、国内外からの誘客拡大に取り組んできた。

2025年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600人と引き続き過去最高を更新するなどインバウンドは堅調に推移しており、農山漁村への関心も高まりつつある。

また、三重県における外国人延べ宿泊者数のコロナ禍前（2019年）からの回復率については、2024年は全国47位でしたが、2025年は速報値ベースで39位となるなど、インバウンド市場の裾野も広がり、一定増加の兆しも見られる。これらの傾向を確実なものとし、さらなる誘客につなげていく必要がある。

本業務では、昨年度事業の実施をふまえ、令和8年度を「実装・高度化」の段階として、「売れる農泊商品」の確立に向け、農泊地域における受入体制を実装・高度化させるため、研修の実施とともに、モニターツアーを行い農泊プログラムの磨き上げを行う。

加えて、昨年度の調査において、インバウンドに対応するためのガイドや通訳の人材が不在であること、また、WEB発信等のプロモーションを担う人材が不足しているという課題が明らかになったことから、学生・留学生等を対象とした新たな関係性の創出に向けた受入プログラムを実施することで、更なる外国人旅行者の誘客促進を図る。

一連の業務終了時に県内農泊地域など関係者へのフィードバックを行うことで、本業務の成果を県内農泊地域に還元することにより、農山漁村への外国人宿泊者の増加と滞在消費の拡大を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

なお、本業務において、農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいい（農林水産省ホームページ「農泊」の推進について：農林水産省から引用）、漁村地域における滞在型旅行である渚泊（渚泊（なぎさはく）の推進：水産庁参照）を含む。

2 委託業務の概要

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和9年3月19日（金）まで |
| (3) 委託内容 | 別紙「業務委託仕様書」4 業務内容 のとおり |
| (4) その他事業実施上の条件 | 別紙「業務委託仕様書」6 業務実施の条件 のとおり |

3 契約上限額

5,431,800円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とするが、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。
 - 1) 共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。
 - 2) 同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ・旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定による行政庁の登録を受けていること。

5 参加資格確認申請書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を1部提出すること。

なお、企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状を添付のこと。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）17時必着（期限厳守）

なお、提出は持参、郵便又は信書便によるものとし、郵便又は信書便の場合は電話にて到着を確認すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農山漁村づくり課

(3) 提出書類（各1部）

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等に関する事項（第2号様式）

- ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）
- エ 共同事業体協定書兼委任状（第4号様式）
※共同体等、複数社(者)から成る組織による申請の場合のみ提出すること。
※共同事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。
- オ その他、上記アに記載の添付書類一式

(4) 結果通知

令和8年7月1日（水）12時までに電子メールにて通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画性：提案の内容が一連の企画として、独自のアイデアが盛り込まれ、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容は仕様書に定める業務と合致し、具体的に記述しているか。
- (3) 専門性：ニーズやトレンドについての豊富な知識を踏まえた提案となっているか。
- (4) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (5) 業務推進体制：委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。
 - ・企画提案書の提出期限は、令和8年7月7日（火）12時まで（提出先：三重県農林水産部農山漁村づくり課）とする。メール不可。持参、郵便又は信書便の場合は必着のこと。
 - ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。なお、提案者が5者以下の場合は、書類審査を省略する。
 - ・プレゼンテーションの有無及び時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和8年7月8日（水）17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。
 - ・プレゼンテーションは、令和8年7月13日(月)13時30分（予定）から農林水産部ミーティングルーム（予定）にて実施する。
 - ・プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書及び見積書とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑10分以内とする。
 - ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

- ・選定結果の通知は、令和8年7月14日（火）17時（予定）までに、提案したすべての者に対して電子メールにて行う。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書

ア 様式、部数

- ・ A4判、様式は自由
- ・持参、郵便又は信書便により8部提出すること（電子メールによる提出不可）

イ 内容

- ・企画提案書 8部提出

※以下は必須記載事項です。

- ・業務委託仕様書4（1）①キのインバウンド受入体制の実装・高度化のための研修内容
- ・業務委託仕様書4（1）①ケのインバウンド受入体制の実装・高度化のための研修後のフォローアップの方法
- ・業務委託仕様書4（1）③アの参加者の募集方法
- ・業務委託仕様書4（2）①イの受入プログラムの作成においてめざす効果及び実施にあたっての工夫
- ・業務委託仕様書4（2）②ウの参加者の募集方法
- ・業務委託仕様書4（3）③の研修の内容
- ・業務のスケジュール 8部提出
 - ※以下の項目についてスケジュールを記載してください。
 - ・業務委託仕様書4（1）～（3）のスケジュール
- ・見積書 8部提出
 - ※以下の項目について内訳を記載してください。
 - ・業務委託仕様書4（1）～（3）の見積価格
 - ・その他の見積価格

※見積書において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

※見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(2) 提案は、1事業者につき1件までとします。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- ### (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の過去6か月以内に発行したも

の)の写し

- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の過去 6 か月以内に発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(該当する契約実績がある場合のみ)
- (4) 三重県電子調達システム(物件等)利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にとっては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」
- (5) 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」

※「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」の様式は、県ホームページの次のページからダウンロードできます。

トップページ>電子入札>物件等調達(物品・役務)>電子契約サービスはこちら

9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和 8 年 6 月 1 2 日(金) 17 時まで(必着)

(2) 質問の提出方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格は A 4 判)にて行うものとし、担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メール(nozukuri@pref.mie.lg.jp)のいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限ります。なお、次の質問は受け付けしません。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、令和 8 年 6 月 1 5 日(月) 1 2 時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(4) 契約は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うもの

とします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とします。
- ・ 提出のあった全ての書類は、返還しません。
- ・ 提出された提案書は、「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となります。
- ・ 委託料の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとしします。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意すること。

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

Tel : 059-224-2518 FAX : 059-224-3153

E-mail : nozukuri@pref.mie.lg.jp

担当：北川